3　第二十九条、第二十九条の二及び第三十五条の三の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、第二十九条の二中「公共職業能力開発施設の長」とあるのは、「公共職業能力開発施設の長、職業能力開発総合大学校の長及び職業訓練法人」と読み替えるものとする。

（法第九十二条各号に掲げる者に対する修了証書）

第八十条　法第九十二条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練を受ける者が、職業訓練又は指導員訓練（以下この条において「職業訓練等」という。）に係る訓練期間及び訓練時間に従い職業訓練等の内容を習得し、それぞれの職業訓練等の修了の要件を満たしていると認められる場合は、公共職業能力開発施設の長、職業能力開発総合大学校の長及び職業訓練法人は、当該準ずる訓練を修了した者に対して、法第二十二条（法第二十六条の二、法第二十七条第五項及び法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の修了証書を交付することができる。

2　第二十九条の三及び第三十六条の十二の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二十九条の三中「法第二十二条」とあるのは「法第二十二条（法第二十六条の二及び法第二十七条第五項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

3　第一項の修了証書を交付された者が技能検定を受ける場合においては、当該者が修了した職業訓練等の訓練課程に応じ、普通課程若しくは短期課程の普通職業訓練、応用課程、専門課程、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練又は長期養成課程若しくは短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者が技能検定を受ける場合に適用されるこの省令の技能検定の受検資格及び技能検定試験の免除に係る規定が適用されるものとする。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（新設）

○厚生労働省令第三十四号

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第百二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十六日　厚生労働大臣　根本　匠

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロの厚生労働省令で定める者）	（法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロの厚生労働省令で定める者）
第五条の二　法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロの厚生労働省令で定める者は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項の規定により同項に規定する在留資格認定証明書が交付されている者とする。	**第五条の二**　法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロの厚生労働省令で定める者は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項の規定により証明書が交付されている者とする。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の三十五第一項及び第百十八条の二第一項第一号の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十六日　厚生労働大臣　根本　匠

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定都道府県事務受託法人に係る指定の申請等）	（指定都道府県事務受託法人に係る指定の申請等）
第三十四条の十五　令第十一条の七第一項の規定に基づき法第二十四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人（以下「都道府県事務受託法人」という。）の指定を受	**第三十四条の十五**　令第十一条の七第一項の規定に基づき法第二十四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人（以下「都道府県事務受託法人」という。）の指定を受